

浜松市持続性の高い農業生産方式の導入計画認定審査会の設置要領

(目的)

浜松市持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領に基づき、持続的農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を審査するため、浜松市役所内に設置する持続性の高い農業生産方式の導入計画認定審査会（以下「認定審査会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第1条 認定審査会の構成員は、次に掲げるものとし、会長は農業振興課長とする。

(1) 農業振興課長、農業振興課長補佐

(2) 西部農林事務所地域振興課長、生産振興課長、天竜農林局地域振興課長

(3) その他、会長が必要と認める者

(認定審査会)

第2条 認定審査会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故があるときは、農業振興課長補佐がその職務を代行する。

3 審査会は次の事項を審査する。

(1) 導入計画の審査に関すること。

(2) 導入計画の変更の審査に関すること。

(3) その他、持続性の高い農業生産方式の導入に関すること。

(事務)

第3条 認定審査会の事務は農業振興課において行う。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、運営に必要な事項は、認定審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要領は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。